

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番 号 (注4)
東 テ ィ モ ー ル	コモロ川上流新橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	コモロ川上流新橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	86,000千円 H28.10.31まで	H26.4.4 ダイヤリで (同日)	日本側 花田吉隆在東ティモール大使 側 コンスタン・シネ・オ・ダ・コンセイサ オ・ベント外務・協力大臣代行	H26.417 141号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。